

令和8年3月2日提出

今治市議会定例会（第2回）議案

今治市議会定例会（第2回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案10	令和8年度 今治市一般会計予算	別 冊
議案11	令和8年度 今治市用地取得特別会計予算	〃
議案12	令和8年度 今治市墓園事業特別会計予算	〃
議案13	令和8年度 今治市船舶交通特別会計予算	〃
議案14	令和8年度 今治市港湾事業特別会計予算	〃
議案15	令和8年度 今治市鉱泉供給事業特別会計予算	〃
議案16	令和8年度 今治市駐車場特別会計予算	〃
議案17	令和8年度 今治市国民健康保険特別会計予算	〃
議案18	令和8年度 今治市後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案19	令和8年度 今治市介護保険特別会計予算	〃
議案20	令和8年度 今治市水道事業会計予算	〃
議案21	令和8年度 今治市簡易水道事業会計予算	〃
議案22	令和8年度 今治市工業用水道事業会計予算	〃
議案23	令和8年度 今治市下水道事業会計予算	〃
議案24	今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について	1
議案25	今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例制定について	7
議案26	今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	11

議案27	今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	15
議案28	今治市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	21
議案29	今治市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定に ついて	27
議案30	今治市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について	31
議案31	今治市保育所条例の一部を改正する条例制定について	35
議案32	今治市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例制定について	39
議案33	今治市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	49
議案34	今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	55
議案35	財産の無償貸付について（今治市公設地方卸売市場）	61
議案36	今治市定住自立圏形成方針の変更について	65
議案37	市営土地改良事業の施行について（紺原地区）	115
議案38	市営土地改良事業の施行について（古戸地区）	119
議案39	今治市過疎地域持続的発展計画の策定について	123
議案40	船舶交通特別会計への繰入れについて（令和8年度）	125
議案41	港湾事業特別会計への繰入れについて（令和8年度）	127
報告2	今治市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について	129



今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

今治市都市モビリティ計画審議会及び今治市合同庁舎整備検討審議会を設置しようとするもの。



## 今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

今治市執行機関の附属機関設置条例（平成17年今治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

今治市都市モビリティ計画審議会	都市モビリティ計画に関する重要事項についての調査、審議及び市長に対する意見の答申に関する事項	8人	
今治市合同庁舎整備検討審議会	庁舎の整備に係る計画等の策定についての調査、審議及び市長に対する意見の答申に関する事項	10人	

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市執行機関の附属機関設置条例改正条項新旧対照表

新					旧					
別表（第2条、第3条、第5条関係）					別表（第2条、第3条、第5条関係）					
附属機 関の属 する執 行機関	附属機関	担任する事項	構 成 の 数 の 定 限	任期	附属機 関の属 する執 行機関	附属機関	担任する事項	構 成 の 数 の 定 限	任期	
市長	略				市長	略				
	今治市ネ ウボラ抛 点施設整 備・運営 事業者選 定委員会	今治市ネウボ ラ拠点施設の整 備及び運営を行 う事業者の選定 に関する事項に ついての調査、審 議及び市長に対 する意見の答申 に関する事項	7人			今治市ネ ウボラ抛 点施設整 備・運営 事業者選 定委員会	今治市ネウボ ラ拠点施設の整 備及び運営を行 う事業者の選定 に関する事項に ついての調査、審 議及び市長に対 する意見の答申 に関する事項	7人		
	今治市都 市モビリ ティ計画 審議会	都市モビリティ 計画に関する 重要事項につい ての調査、審議及 び市長に対する 意見の答申に関 する事項	8人							
今治市合 同庁舎整 備検討審 議会	庁舎の整備に 係る計画等の策 定についての調 査、審議及び市長 に対する意見の 答申に関する事	10人								

		項							
教育委員会	今治市学校給食運営審議会	学校給食に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	20人	2年	教育委員会	今治市学校給食運営審議会	学校給食に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	20人	2年
略					略				



今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期  
末手当支給条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

議員報酬の月額を改定しようとするもの。



今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成20年今治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「585,000円」を「601,000円」に、「529,000円」を「544,000円」に、「492,000円」を「506,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例改正条項新旧対照表

新		旧	
(議員報酬)		(議員報酬)	
第2条 議員報酬の月額、次のとおりとする。		第2条 議員報酬の月額、次のとおりとする。	
区分	議員報酬月額	区分	議員報酬月額
議長	601,000円	議長	585,000円
副議長	544,000円	副議長	529,000円
議員	506,000円	議員	492,000円
2 略		2 略	

今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

特別職の職員の給料を改定しようとするもの。



## 今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

今治市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「982,000円」を「1,009,000円」に、「807,000円」を「830,000円」に、「468,000円」を「481,000円」に、「669,000円」を「688,000円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市特別職の職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新		旧	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	給料月額	区分	給料月額
市長	<u>1,009,000円</u>	市長	<u>982,000円</u>
副市長	<u>830,000円</u>	副市長	<u>807,000円</u>
監査委員	<u>481,000円</u>	監査委員	<u>468,000円</u>
教育長	<u>688,000円</u>	教育長	<u>669,000円</u>
固定資産評価員	192,000円	固定資産評価員	192,000円
備考 常勤の職員が固定資産評価員の職を兼ねるときは、固定資産評価員の給与は支給しない。		備考 常勤の職員が固定資産評価員の職を兼ねるときは、固定資産評価員の給与は支給しない。	

今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

自動車の駐車料金相当額を通勤手当に加えようとするもの。



## 今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号及び第3項第1号中「第6項」を「第7項」に改め、同条第5項第1号中「次号」の次に「及び第7項」を加え、同条中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第6項中「及び通行料金相当額」を「、通行料金相当額及び駐車料金相当額」に、「前4項」を「前5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第1項に該当する職員で、通勤のために使用する自動車の駐車のための施設等（以下この項において「駐車施設等」という。）を利用し、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定による額に、1月につき、5,000円を超えない範囲内でその者の駐車施設等の利用に係る料金の額に相当する額として規則で定める額（次項において「駐車料金相当額」という。）を加算した額とする。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第7項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下第1号及び次項において「特急列車等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするもの</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第6項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下第1号及び次項において「特急列車等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするもの</p>

の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特急列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第7項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 略

#### 4 略

5 第1項第3号に掲げる職員のうち、通勤のため規則で定める橋等を利用し、当該橋等の利用に係る料金等を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する料金等の額(次号及び第7項において「通行料金相当額」という。)

(2) 略

6 第1項に該当する職員で、通勤のために使用する自動車の駐車のための施設等(以下この項において「駐車施設等」という。)を利用し、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定による額に、1月につき、5,000円を超えない範囲内でその者の駐車施設等の利用に

の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特急列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第6項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 略

#### 4 略

5 第1項第3号に掲げる職員のうち、通勤のため規則で定める橋等を利用し、当該橋等の利用に係る料金等を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する料金等の額(次号\_\_\_\_\_において「通行料金相当額」という。)

(2) 略

係る料金の額に相当する額として規則で定める額（次項において「駐車料金相当額」という。）を加算した額とする。

7 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額、通行料金相当額及び駐車料金相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前5項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

8～11 略

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額及び通行料金相当額 \_\_\_\_\_をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7～10 略

今治市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

職員等の宿泊費について、国家公務員等の基準額に準じて規則で定めるものとし、その他  
所要の改正をしようとするもの。



## 今治市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

今治市職員等の旅費に関する条例(平成17年今治市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第19条中「地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第1に」を「国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。)別表第2に掲げる宿泊費基準額を基準として規則で」に改める。

第20条の2第1項中「通常要する費用の額を勘案して別表第2に」を「省令別表第3に掲げる宿泊手当の額を基準として規則で」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の今治市職員の旅費に関する条例(以下この項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に第4条第1項に規定する旅行命令権者(以下この項において「旅行命令権者」という。)が同項に規定する旅行命令等(以下この項において「旅行命令等」という。)を発する旅行、退職(免職を含む。)、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)した場合又は死亡した場合において第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行及び第3条第4項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行、退職等となった場合又は死亡した場合において第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行及び第3条第4項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に基づき従前の例によることとされる旅行について、この条例の施行日以後に第3条第5項及び第6項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。



				山形県	14,000円	10,000円	14,000円
				福島県	11,000円	8,000円	11,000円
				茨城県	15,000円	11,000円	15,000円
				栃木県	14,000円	10,000円	14,000円
				群馬県	14,000円	10,000円	14,000円
				埼玉県	27,000円	19,000円	27,000円
				千葉県	24,000円	17,000円	24,000円
				東京都	27,000円	19,000円	27,000円
				神奈川県	22,000円	16,000円	22,000円
				新潟県	22,000円	16,000円	22,000円
				富山県	15,000円	11,000円	15,000円
				石川県	13,000円	9,000円	13,000円
				福井県	14,000円	10,000円	14,000円
				山梨県	17,000円	12,000円	17,000円
				長野県	15,000円	11,000円	15,000円
				岐阜県	18,000円	13,000円	18,000円
				静岡県	13,000円	9,000円	13,000円
				愛知県	15,000円	11,000円	15,000円
				三重県	13,000円	9,000円	13,000円
				滋賀県	15,000円	11,000円	15,000円
				京都府	27,000円	19,000円	27,000円
				大阪府	18,000円	13,000円	18,000円
				兵庫県	17,000円	12,000円	17,000円
				奈良県	15,000円	11,000円	15,000円
				和歌山県	15,000円	11,000円	15,000円
				鳥取県	11,000円	8,000円	11,000円
				島根県	13,000円	9,000円	13,000円
				岡山県	14,000円	10,000円	14,000円
				広島県	18,000円	13,000円	18,000円
				山口県	11,000円	8,000円	11,000円
				徳島県	14,000円	10,000円	14,000円



今治市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めようとするもの。



## 今治市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

### (利用定員及び運営に関する基準)

第3条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



今治市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

吉海認定こども園及び宮窪認定こども園を統合しようとするもの。



## 今治市認定こども園条例の一部を改正する条例

今治市認定こども園条例（平成26年今治市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の表吉海認定こども園の項中「吉海認定こども園」を「おおしま認定こども園」に改め、同表宮窪認定こども園の項を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に宮窪認定こども園についての入所の許可を受けていた者は、おおしま認定こども園についての入所の許可を受けた者とみなす。

「参 考」

今治市認定こども園条例改正条項新旧対照表

新		旧	
(設置) 第2条 認定こども園を次のとおり設置する。		(設置) 第2条 認定こども園を次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
おおしま認定 こども園	今治市吉海町八幡56番地	吉海認定こども園	今治市吉海町八幡56番地
		官窪認定こども園	今治市官窪町官窪2901番地
略		略	

今治市保育所条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

亀岡保育所及び菊間保育所を統合しようとするもの。



## 今治市保育所条例の一部を改正する条例

今治市保育所条例（平成17年今治市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第1 亀岡保育所の項中「亀岡保育所」を「きくま保育所」に改め、同表菊間保育所の項を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に菊間保育所についての入所の許可を受けていた者は、きくま保育所についての入所の許可を受けた者とみなす。

「参 考」

今治市保育所条例改正条項新旧対照表

新		旧	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
略		略	
きくま保育所	今治市菊間町佐方490番地	亀岡保育所	今治市菊間町佐方490番地
		菊間保育所	今治市菊間町長坂1999番地

今治市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

サンライズ糸山の閉館に伴い、所要の改正をしようとするもの。



## 今治市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例

今治市サイクリングターミナル条例（平成17年今治市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第3項」を削る。

第2条の表糸山サイクリングターミナル（サンライズ糸山）の項を削る。

第3条第1項第4号中「前3号」を「前4号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) ターミナルを活用した周辺地域の賑わいと活性化に資する事業を行うこと。

第3条第2項を削る。

第4条から第17条までを削り、第18条を第4条とする。

第19条から第21条までを削る。

第22条の前の見出し、同条及び第23条を削り、第24条を第5条とする。

附則第6項を削る。

別表を削る。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに発生した使用料については、改正前の今治市サイクリングターミナル条例の規定は、なお効力を有する。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

4 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表今治市サイクリングターミナル指定管理者選定審議会の項を削る。

「参 考」

今治市サイクリングターミナル条例改正条項新旧対照表

新	旧														
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項_____の規定に基づき、サイクリングターミナルの設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 サイクリングターミナルを次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>今治駅前サイクリングターミナル (i. i. imabari! cycle station)</td> <td>今治市北宝来町二丁目甲773番地8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 今治市サイクリングターミナル(以下「ターミナル」という。)は、サイクリングを通じてレクリエーションの振興及び国内外からの誘客の促進による賑わいの創出と交流人口の拡大に寄与するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>ターミナルを活用した周辺地域の賑わいと活性化に資する事業を行うこと。</u></p> <p>(5) <u>前4号に掲げるもののほか、市長が必</u></p>	名称	位置					今治駅前サイクリングターミナル (i. i. imabari! cycle station)	今治市北宝来町二丁目甲773番地8	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項<u>及び第3項</u>の規定に基づき、サイクリングターミナルの設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 サイクリングターミナルを次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>糸山サイクリングターミナル (サンライズ糸山)</td> <td>今治市砂場町二丁目8番1号</td> </tr> <tr> <td>今治駅前サイクリングターミナル (i. i. imabari! cycle station)</td> <td>今治市北宝来町二丁目甲773番地8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 今治市サイクリングターミナル(以下「ターミナル」という。)は、サイクリングを通じてレクリエーションの振興及び国内外からの誘客の促進による賑わいの創出と交流人口の拡大に寄与するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が必</u></p>	名称	位置	糸山サイクリングターミナル (サンライズ糸山)	今治市砂場町二丁目8番1号	今治駅前サイクリングターミナル (i. i. imabari! cycle station)	今治市北宝来町二丁目甲773番地8
名称	位置														
今治駅前サイクリングターミナル (i. i. imabari! cycle station)	今治市北宝来町二丁目甲773番地8														
名称	位置														
糸山サイクリングターミナル (サンライズ糸山)	今治市砂場町二丁目8番1号														
今治駅前サイクリングターミナル (i. i. imabari! cycle station)	今治市北宝来町二丁目甲773番地8														

要があると認める事業

要があると認める事業

2 糸山サイクリングターミナルにおいては、前項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行う。

(1) 宿泊のために施設を提供すること。

(2) 会議、研修等のために施設を提供すること。

(3) ターミナル利用者のために食事を提供すること。

第4条から第10条まで 削除

(使用の許可)

第11条 ターミナルの施設を使用しようとする者は、別に規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用許可の制限)

第12条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、ターミナルの使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) ターミナルの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、ターミナルの管理上支障があるとき。

(使用許可の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、

又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

(1) 許可を受けた使用の目的に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。

(3) 許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認めるとき。

(5) 公益上必要があると認めるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、ターミナルの管理上特に必要があると認めるとき。

(使用料の納付)

第15条 使用者は、別表に定める使用料を使用終了後直ちに、納付しなければならない。ただし、特別の事由があると市長が認める場合は、後日納付することができる。

(使用料の減免)

第16条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。







\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

_____				
_____	_____			
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

2 4歳未満の乳幼児が独立して寝具を使用する場合に限り、使用料として1,100円を徴収する。

3 大広間は、1室使用の場合の料金とする。

(2) 一時使用

<u>料金（1時間につき）</u>				
研修室	大広間			
	1室	2室	3室	4室
1,100円	550円	990円	1,430円	1,650円

備考

1 心身障害者については、各使用区分料金の8割相当額とする。

2 使用時間は、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。

今治市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。



## 今治市火災予防条例の一部を改正する条例

今治市火災予防条例（平成17年今治市条例第268号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
  - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。



第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

（一般サウナ設備）

第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1） 略

（2） 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 今治市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

（1） 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

（2） 略

2 略

（サウナ設備）

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）

の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1） 略

（2） サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 今治市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

（1） 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

（2） 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) 略

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) 略

(7) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) 略

今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。



## 今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

今治市消防団員等公務災害補償条例（平成17年今治市条例第270号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の今治市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた今治市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市消防団員等公務災害補償条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族に</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族に</p>

については1人につき433円を

、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

4 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団 長	円 13,340	円 14,170	円 15,000
分団長及び副 分団長	11,670	12,500	13,340
部長、班長及 び団員	10,000	10,840	11,670

備考

1～2 略

については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

4 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団 長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長及び副 分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及 び団員	9,700	10,500	11,300

備考

1～2 略



財産の無償貸付について（今治市公設地方卸売市場）

次のとおり財産を無償で貸し付ける。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

記

1 無償貸付をする財産

(1) 土地

所 在 今治市天保山町四丁目3番1  
 地 目 宅地  
 面 積 20,471.96平方メートル

(2) 建物

所 在 地 今治市天保山町四丁目3番地1

	構 造	延床面積	備 考
1	鉄骨造 平家建 一部鉄筋コンクリート造 2階建	3,120平方メートル	卸売場、通路
2	鉄筋コンクリート造 2階建	1,765.25平方メートル	管理事務所、卸売業者事務所、機械室、卸売倉庫、バナナ醗酵室、プロパン庫、階段、トイレ、通路
3	鉄筋コンクリート造 平家建	893.396平方メートル	仲卸売場①、買受人事務所、買受人倉庫、守衛室、ごみ集積所

4	鉄骨造 平家建	3,787.07平方メートル	卸売場・仲卸売場上屋根、仲卸売場 ②、買荷保管所、休憩所、花き売場、 花き買参人事務所、自転車置場
5	補強コンクリートブ ロック造 平家建	30平方メートル	トイレ

## 2 無償貸付の相手方

今治市天保山町四丁目3番地1

丸今青果株式会社

代表取締役 砂田 和彦

## 3 無償貸付の目的

市場開設

## 4 無償貸付の期間

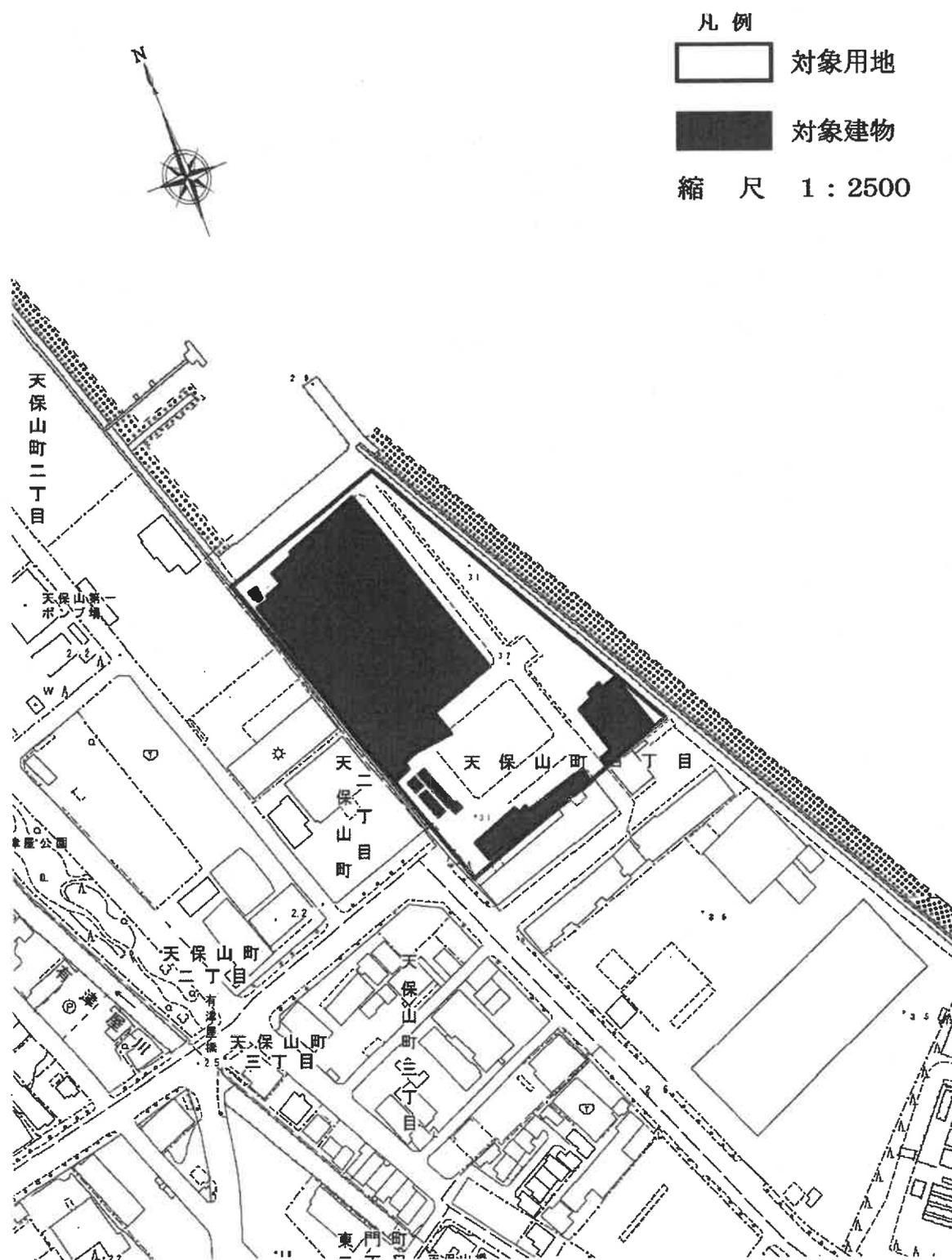
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

## 5 無償貸付の理由

市場開設者である丸今青果株式会社に当該施設を無償で貸し付けることにより、生鮮食料品の安定供給と民間企業による経営改善・販路拡大の取組が期待でき、もって市内の食料流通の持続的発展に寄与しようとするもの。

「参考」

位置図



「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （6） 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

今治市定住自立圏形成方針の変更について

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1項第2号の規定により、別冊のとおり今治市定住自立圏形成方針を変更することについて議会の議決を求める。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 略

- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

地方自治法第96条第2項の規定による議会の  
議決すべき事件を定める条例（抜すい）

（議決事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- （2）定住自立圏構想に基づく形成協定又は形成方針の策定、変更又は廃止。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

「参 考」

今治市定住自立圏形成方針新旧対照表

新	旧
<p>今治市は、旧今治市の今治地域と旧11町村の朝倉・玉川・波方・大西・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島及び関前地域（以下「周辺地域」という。）で形成する「今治市定住自立圏」に関し、次の方針を策定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った今治市において、それぞれの地域の特性を活かした役割分担と互いの連携により、住民が安心して暮らせる圏域を形成するために生活機能の強化にかかる取組を推進し、人口流出に歯止めをかけるとともに、他地域からの人口流入を創出できる魅力ある定住自立圏を形成することを目的とする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条 今治市は、前条に規定する目的達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策及び施策の分野の取組において、今治地域と周辺地域が相互に役割分担して連携を図りながら、共同し又は補完し合うこととする。</p> <p>（取組事項）</p> <p>第3条 前条の基本方針に従い、相互に役割を</p>	<p>今治市は、旧今治市の今治地域と旧11町村の朝倉・玉川・波方・大西・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島及び関前地域（以下「周辺地域」という。）で形成する「今治市定住自立圏」に関し、次の方針を策定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った今治市において、それぞれの地域の特性を活かした役割分担と互いの連携により、住民が安心して暮らせる圏域を形成するために生活機能の強化にかかる取組を推進し、人口流出に歯止めをかけるとともに、他地域からの人口流入を創出できる魅力ある定住自立圏を形成することを目的とする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条 今治市は、前条に規定する目的達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策及び施策の分野の取組において、今治地域と周辺地域が相互に役割分担して連携を図りながら、共同し又は補完し合うこととする。</p> <p>（取組事項）</p> <p>第3条 前条の基本方針に従い、相互に役割を</p>

分担し、連携する取組は、次の各号に掲げるものとし、その具体的な内容は当該各号に定めるところによるものとする。

## 1 生活機能の強化

### A 医療

#### ア 圏域住民が安心して暮らせる医療システムの構築

##### a 取組の内容

今治地域の病院で構成される第2次救急輪番制、休日・夜間急患センター、脳疾患専門病院と連携した「t-PAホットライン」、内科・小児科の在宅当番医制度の運営等の救急医療体制、及び地域がん診療連携拠点病院の済生会今治病院や周産期医療の拠点となる愛媛県立今治病院等によるがん、脳疾患、周産期、小児科医療に加え、脳神経や循環器、精神医療等を含めた高度専門医療や総合医療環境を担う病院群（以下「中核的病院群」という。）の堅持・充実を図る。

一方、看護師不足を改善するための今治看護専門学校への支援や看護師の圏域内定着支援策、救急搬送体制の充実等を併せて推進するとともに、周辺地域との地域間格差を是正するための病診連携やデジタル技術の活用等の新たな方法を検討し、概ねの医療が圏域内で完結できる地域医療システムの構築に取

分担し、連携する取組は、次の各号に掲げるものとし、その具体的な内容は当該各号に定めるところによるものとする。

## 1 生活機能の強化

### A 医療

#### ア 圏域住民が安心して暮らせる医療システムの構築

##### a 取組の内容

今治地域の病院で構成される第2次救急輪番制、休日・夜間急患センター、脳疾患専門病院と連携した「t-PAホットライン」、内科・小児科の在宅当番医制度の運営等の救急医療体制、及び地域がん診療連携拠点病院の済生会今治病院や周産期医療の拠点となる愛媛県立今治病院等によるがん、脳疾患、周産期、小児科医療に加え、脳神経や循環器、精神医療等を含めた高度専門医療や総合医療環境を担う病院群（以下「中核的病院群」という。）の堅持・充実を図る。

一方、看護師不足を改善するための今治看護専門学校への支援や\_\_\_\_\_救急搬送体制の充実等も併せて推進するとともに、周辺地域との地域間格差を是正するための病診連携\_\_\_\_\_等の新たな方法を検討し、概ねの医療が圏域内で完結できる地域医療システムの構築に取

り組む。

b 機能分担

今治地域においては、救急医療対策協議会による救急医療体制の検討、中核的病院群による救急、高度専門、総合医療の充実とともに、日曜歯科診療等、きめ細かな医療サービスの提供により、地域医療の中心的役割を担う。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、各地域の日常医療の受け皿としての機能強化に努めるとともに、中核的病院群との病診連携やデジタル技術の活用等による地域間の医療格差是正策を展開する。

関前地域においては、岡村診療所の医療機能維持に努めるとともに、消防救急艇による円滑な救急搬送等、中核的病院群との連携強化策を展開する。

B 福祉

ア こどもが真ん中のまちづくり

a 取組の内容

妊娠期から18歳までのこどもを持つ全ての世帯に寄り添う「今治版ネウボラ」を推進し、未来を担うこどもたちを安心して産み育てていけるように、出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての各ライフステージに

り組む。

b 機能分担

今治地域においては、救急医療対策協議会による救急医療体制の検討、中核的病院群による救急、高度専門、総合医療の充実とともに、日曜歯科診療等、きめ細かな医療サービスの提供により、地域医療の中心的役割を担う。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、各地域の日常医療の受け皿としての機能強化に努めるとともに、中核的病院群との病診連携\_\_\_\_\_等による地域間の医療格差是正策を展開する。

関前地域においては、岡村診療所の医療機能維持に努めるとともに、消防救急艇による円滑な救急搬送等、中核的病院群との連携強化策を展開する。

B 福祉

ア 子どもが真ん中のまちづくり

a 取組の内容

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 未来を担うこどもたちを安心して産み育てていけるように、出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての各ライフステージに

応じたきめ細かで切れ目のない支援体制のネットワーク化を図る。

今治版ネウボラの切れ目ない子育て支援施策が、広い圏域にいきわたるよう、整備計画が進められるネウボラ拠点施設を中核に、児童館や地域子育て支援拠点、児童育成支援拠点などを「相談サテライト」として地域の身近な相談窓口を充実させる。また、各所の公園などを「遊び場サテライト」として整備を進め、さらに地域での学びや活動の場となる公民館や図書館を「育ちのサテライト」として環境を整え、圏域内のどこにいても重層的な子育て支援が受けられるよう体制を整備する。

ついでには、安心して子育てできる環境整備のため、保育体制の充実を図るとともに、こども家庭センターを中心に、主任児童委員、保健師、家庭相談員、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、地域子育て支援拠点等との連携を強化し、情報の集約と支援が必要な家庭の早期発見及び児童虐待の未然防止に取り組む。

また、今治地域の児童館を拠点として、周辺地域の児童館（朝倉地域、波方地域、菊間地域、伯方地域）とのネットワーク化を推進し、各種イ

応じたきめ細かで切れ目のない支援体制のネットワーク化を図る。

また、地域の実情やニーズに対応するため、子育て支援サービスや教育・保育環境の充実を図るとともに、子育ての孤立化や不安を解消し、まちぐるみで育てていける子育てネットワークの強化を推進する

ついでには、安心して子育てできる環境整備のため、保育体制の充実を図るとともに、地域子育て支援拠点事業所における利用者支援事業等を中心に、主任児童委員、保健師、家庭相談員、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校 \_\_\_\_\_ 等との連携を強化し、情報の集約と児童虐待の未然防止及び発達障がいの早期発見に取り組む \_\_\_\_\_。

また、今治地域の児童館を拠点として、周辺地域の児童館（朝倉地域、波方地域、菊間地域、伯方地域）とのネットワーク化を推進し、各種イ



動を推進するとともに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、属性を問わない相談支援や、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制を整備し、地域における包括的な支援体制の整備を推進する。

b 機能分担

今治地域においては、関係機関が相談者の属性、世代、相談内容等にかかわらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、連携を図りながら支援を行うとともに、地域住民、地域の担い手がつながるプラットフォームを展開し、世代を超えた居場所づくりを推進する。

周辺地域においては、支所、今治市社会福祉協議会各支部を拠点に、関係機関との連携を図り、包括的相談支援、地域づくりを実施する。

ウ 高齢者が安心して暮らせる圏域づくり

a 取組の内容

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、地域の理解の醸成を図るとともに、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

b 機能分担

ターを拠点として、社会福祉協議会（本部：今治地域、支部：朝倉・玉川・波方・大西・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島・関前地域）機能の連携及び効率化を推進し、圏域の総合的な福祉機能の充実を図る

b 機能分担

今治地域においては、社会福祉大会等の集約・充実を図るとともに、今治市総合福祉センターを中心とした総合的福祉ネットワークの拠点機能を担う

周辺地域においては、各支部が地域における総合的福祉の中継的機能を担い、良質で均等な福祉サービスを展開する

ウ 高齢者が安心して暮らせる圏域づくり

a 取組の内容

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、地域の理解の醸成を図るとともに、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

b 機能分担



等に関する支援及び家族に対する支援策の検討を行い、発達障がい者等が安心して社会参加できる環境づくりに取り組む。

b 機能分担

今治地域においては、指定相談支援事業者による専門的相談支援機能強化を行うとともに、障がい者団体連合会に障がい者相談員設置事業を委託し、障がい者等のニーズに

\_\_\_\_\_きめ細かな相談支援体制を強化する。

また、障がい者相談員制度の機能強化を図るため、専門知識修得のための研修等を実施するとともに、指定相談支援事業所や地域自立支援協議会の専門家とのネットワーク化を推進する。

さらに、発達障がい者等への支援体制として、今治市発達支援センターを拠点とした医療、保健、福祉、教育及び労働分野等のネットワーク\_\_\_\_\_の強化を図る。

周辺地域においては、サン・アビリティーズ今治に寄せられた障がい者等の相談に対し、各地域の相談員がきめ細かに対応できる相談体制づくりを推進する。

C 教育

ア 生涯学習機能を充実させる図書情

等に関する支援及び家族に対する支援策の検討を行い、発達障がい者等が安心して社会参加できる環境づくりに取り組む。

b 機能分担

今治地域においては、指定相談支援事業者による専門的相談支援機能強化を行うとともに、障がい者団体連合会に障がい者相談員設置事業を委託し、サン・アビリティーズ

今治（障がい者文化体育施設）を拠点とするきめ細かな相談支援体制を構築する。

また、障がい者相談員制度の機能強化を図るため、専門知識修得のための研修等を実施するとともに、指定相談支援事業所や地域自立支援協議会の専門家とのネットワーク化を推進する。

さらに、発達障がい者等への支援体制として、今治市発達支援センターを拠点とした医療、保健、福祉、教育及び労働分野等のネットワークを構築し、その強化を図る。

周辺地域においては、サン・アビリティーズ今治に寄せられた障がい者等の相談に対し、各地域の相談員がきめ細かに対応できる相談体制づくりを推進する。

C 教育

ア 生涯学習機能を充実させる図書情

## 報のネットワーク化

### a 取組の内容

圏域の4つの図書館(中央・波方・大西・大三島)の豊富な図書資料を各地域で有効活用できるよう更なる図書情報システムの充実を図る。

### b 機能分担

今治地域においては、中央図書館を拠点に4館の図書資料の物流改善や移動図書館の充実等の図書資料貸出システムの機能強化を推進する。

波方・大西・大三島地域においては、各地域の図書館の充実に努めるとともに、ネットワークの一員として4館の図書資料を円滑に利活用できる貸出サービスを展開する。

朝倉・玉川・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・関前地域においては、4館の図書資料の有効な利活用のために、移動図書館の充実等に努めるとともに公民館図書室との連携により図書館サービスの地域格差解消に努める。

## イ 文化・スポーツ関連施設のネットワーク化

### a 取組の内容

各地域に多数存在する文化・スポーツ施設の総点検を行い、スポーツ施設においては公共施設案内・予約システム(以下「予約システム」と

## 報のネットワーク化

### a 取組の内容

圏域の4つの図書館(中央・波方・大西・大三島)の豊富な図書資料を各地域で有効活用できるよう更なる図書情報システムの充実を図る。

### b 機能分担

今治地域においては、中央図書館を拠点に4館の図書資料の物流改善や移動図書館の充実等の図書資料貸出システムの機能強化を推進する。

波方・大西・大三島地域においては、各地域の図書館の充実に努めるとともに、ネットワークの一員として4館の図書資料を円滑に利活用できる貸出サービスを展開する。

朝倉・玉川・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・関前地域においては、4館の図書資料の有効な利活用のために、移動図書館の充実等に努めるとともに公民館図書室との連携により図書館サービスの地域格差解消に努める。

## イ 文化・スポーツ関連施設のネットワーク化

### a 取組の内容

各地域に多数存在する文化・スポーツ施設の総点検を行い、スポーツ施設においては公共施設案内・予約システム(以下「予約システム」と

いう。)の更なる充実等を図り、文化施設においては、デジタル技術を活用するなど、各施設のネットワーク化を図り、訪日外国人旅行者を見据えた誘客を促進する。また、文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

b 機能分担

今治地域においては、予約システムの機能充実を図り、利便性の高い利用サービス体制を構築するとともに、各地域の文化施設の\_\_\_\_\_ネットワーク化を検討する。

また、市営中央体育館における各種スポーツ教室等の充実や圏域の拠点となるスポーツパーク\_\_\_\_\_や他のスポーツ施設の充実を図るほか、今治城\_\_\_\_\_等の文化施設の充実を図るとともに、文化交流を促す場としての交流拠点施設の整備を検討する。

朝倉地域においては、朝倉B&G海洋センター、朝倉緑のふるさと公園運動場及び朝倉ふるさと美術古墳館等の文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

玉川地域においては、玉川近代美術館、玉川総合公園等の文化・スポーツ施設の充実に努め、美術館における企画展の開催等により、利活用を促進する。

いう。)の更なる充実等を図り、文化施設においても将来的にその機能を有効活用できる施策等を検討する

\_\_\_\_\_。また、文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

b 機能分担

今治地域においては、予約システムの機能充実を図り、利便性の高い利用サービス体制を構築するとともに、各地域の文化施設の収蔵品の巡回展示等による美術館・博物館のネットワーク化を検討する。

また、市営中央体育館における各種スポーツ教室等の充実や圏域の拠点となるスポーツパークの整備や\_\_\_\_\_スポーツ施設の充実を図るほか、今治城や河野美術館等の文化施設の充実を図るとともに、文化交流を促す場としての交流拠点施設の整備を検討する。

朝倉地域においては、朝倉B&G海洋センター、朝倉緑のふるさと公園運動場及び朝倉ふるさと美術古墳館等の文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

玉川地域においては、玉川近代美術館、玉川総合公園等の文化・スポーツ施設の充実に努め、美術館における企画展の開催等により、利活用を促進する。

波方地域においては、波方公園運動場等の文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

大西地域においては、大西藤山歴史資料館、大西体育館等の文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

菊間地域においては、菊間緑の広場公園運動場等の文化・スポーツ施設の充実に努め、大会誘致等による利活用を促進する。

吉海地域においては、吉海郷土文化センター、吉海B & G海洋センター等の文化・スポーツ施設の充実に努め、企画展の開催等による利活用を促進する。

宮窪地域においては、村上海賊ミュージアム、宮窪石文化運動公園等の文化・スポーツ施設の充実に努め、企画展の開催や合宿誘致等による利活用を促進する。

伯方地域においては、伯方木浦体育館、伯方体育センター等の文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

上浦地域においては、村上三島記念館、上浦多々羅スポーツ公園運動場等の文化・スポーツ施設の充実に努め、企画展の開催や合宿誘致等による利活用を促進する。

大三島地域においては、大三島美術館、ところミュージアム大三島、

波方地域においては、波方公園運動場等の文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

大西地域においては、大西藤山歴史資料館、大西体育館等の文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

菊間地域においては、菊間緑の広場公園運動場等の文化・スポーツ施設の充実に努め、大会誘致等による利活用を促進する。

吉海地域においては、吉海郷土文化センター、吉海B & G海洋センター等の文化・スポーツ施設の充実に努め、企画展の開催等による利活用を促進する。

宮窪地域においては、村上海賊ミュージアム、宮窪石文化運動公園等の文化・スポーツ施設の充実に努め、企画展の開催や合宿誘致等による利活用を促進する。

伯方地域においては、\_\_\_\_\_ 伯方体育センター等の文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

上浦地域においては、村上三島記念館、上浦多々羅スポーツ公園運動場等の文化・スポーツ施設の充実に努め、企画展の開催や合宿誘致等による利活用を促進する。

大三島地域においては、大三島美術館、ところミュージアム大三島、



b 機能分担

今治地域においては、愛媛県立今治工業高等学校、国立大学法人愛媛大学と連携した高度技術者・技能者等を養成する教育環境の整備に向けた取組を推進し、今治地域造船技術センターを拠点として次世代に造船技術・技能等を継承する人材育成に官民一体となって取り組むとともに、海事イベントの開催や啓発事業の展開等による「国際海事都市今治」の情報発信を推進する。

波方地域においては、なみかた海の交流センターを活用した海事産業の啓発及び国立波方海上技術短期大学校を中心に海運業の人材育成事業等を展開する。

大西地域においては、造船・船用工業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

吉海地域においては、造船業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

宮窪地域においては、村上海賊ミュージアムにおける海賊講座の開催等による海事都市の歴史的背景の周知に努め、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_圏域の一体感醸成につながる事業を展開する。

伯方地域においては、海運・造船業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

b 機能分担

今治地域においては、愛媛県立今治工業高等学校\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_と連携した造船技術者等を養成する教育環境の整備に向けた取組を推進し、今治地域造船技術センターを拠点として次世代に造船技術・技能等を継承する人材育成に官民一体となって取り組むとともに、海事イベントの開催や啓発事業の展開等による「\_\_\_\_\_海事都市今治」の情報発信を推進する。

波方地域においては、なみかた海の交流センターを活用した海事産業の啓発及び国立波方海上技術短期大学校を中心に海運業の人材育成事業等を展開する。

大西地域においては、造船・船用工業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

吉海地域においては、造船業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

宮窪地域においては、村上海賊ミュージアムにおける海賊講座の開催等による海事都市の歴史的背景の周知に努め、海事都市構想にかか  
る圏域の一体感醸成につながる事業を展開する。

伯方地域においては、海運・造船業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

大三島地域においては、造船業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

イ 「ものづくり」のまちとして持続的に発展するための商工業の振興

a 取組の内容

造船・タオル・瓦産業等、卓越した技術力により発展してきた圏域の地場産業をさらに発展させるため、社会情勢や消費者ニーズの変化に対応したデジタル技術の導入や新技術の創生、新製品開発、ブランド化等を推進するとともに、内外への需要拡大に努める。また、熟練の技術・技能等の継承による次世代の人材育成にも取り組み、持続的な地域雇用の受け皿確保に努める。

一方、急速に変化する社会経済情勢に対応するための新産業創出対策として、サテライトオフィスやコワーキングスペースなどを活用したテレワークやワーケーションといった新しい働き方の推進を加速させ、今治地域地場産業振興センター(以下「地場産センター」という。)を拠点とした起業家への支援等を積極的に展開し、大学等との連携により、若者の定住につながる新たな経済基盤を確立する。

また、新たな産業・流通・交流等の拠点としての今治新都市開発整

大三島地域においては、造船業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

イ 「ものづくり」のまちとして持続的に発展するための商工業の振興

a 取組の内容

造船・タオル・瓦産業等、卓越した技術力により発展してきた圏域の地場産業をさらに発展させるため、社会情勢や消費者ニーズの変化に対応したデジタル技術の導入や新技術の創生、新製品開発、ブランド化等を推進するとともに、内外への需要拡大に努める。また、熟練の技術・技能等の継承による次世代の人材育成にも取り組み、持続的な地域雇用の受け皿確保に努める。

一方、急速に変化する社会経済情勢に対応するための新産業創出対策として、サテライトオフィスやコワーキングスペースなどを活用したテレワークやワーケーションといった新しい働き方の推進を加速させ、今治地域地場産業振興センター(以下「地場産センター」という。)を拠点とした起業家への支援等を積極的に展開し、大学等との連携により、若者の定住につながる新たな経済基盤を確立する。

また、新たな産業・流通・交流等の拠点としての今治新都市開発整

備地区において未分譲地への誘致を推進するとともに、まちなかの副次核として高等教育機関等教育機能、試験研究拠点機能等の充実も図る。

さらに、奨励金制度の活用等により、圏域内の企業はもとより、市外企業を含めて幅広く雇用の拡大と創出につながる企業誘致に努めるとともに、企業がこれからも本市で事業活動を継続できる環境の整備に努める。

b 機能分担

今治地域においては、タオル産業の更なる飛躍を図るため、愛媛県立愛媛中央産業技術専門校や愛媛県産業技術研究所繊維産業技術センターと連携した人材育成、技術開発、また、外部の有能な人材活用によるブランド化の推進及びマネジメントの強化等を展開する。

また、地場産センターを拠点として「インキュベーション施設（IBC）」の運営による起業家育成を実施するとともに、「クロステックラボ」を共創の拠点として、産・学・官や農・商・工等の連携推進により、新産業創出事業を展開する。

さらに、食品、エネルギー産業といった本市の多様な産業が圏域内外の様々な資源を活用し、さらに飛躍するための環境整備に取り組む。

備地区において未分譲地への誘致を推進するとともに、まちなかの副次核として高等教育機関等教育機能、試験研究拠点機能等の充実も図る。

さらに、奨励金制度の活用等により、市内の企業はもとより、市外企業を含めて幅広く雇用の拡大と創出につながる企業誘致に努めるとともに、企業がこれからも本市で事業活動を継続できる環境の整備に努める。

b 機能分担

今治地域においては、タオル産業の更なる飛躍を図るため、愛媛県立愛媛中央産業技術専門校や愛媛県産業技術研究所繊維産業技術センターと連携した人材育成、技術開発、また、外部の有能な人材活用によるブランド化の推進及びマネジメントの強化等を展開する。

また、地場産センターを拠点として「インキュベーション施設（IBC）」の運営による起業家育成を実施し

\_\_\_\_\_、産・学・官や農・商・工等の連携推進により、新産業創出事業を展開する。

さらに、食品、エネルギー産業といった本市の多様な産業が市内外の様々な資源を活用し、さらに飛躍するための環境整備に取り組む。

一方、企業の誘致を推進するため、立地奨励金の交付等、様々な誘致策を展開する。

波方・菊間地域においては、エネルギー産業の振興に努める。

菊間地域においては、ブランド化による瓦製造業の再生等を推進する。

吉海・宮窪地域においては、「大島石」ブランドを活かした石材業振興策等を展開する。

伯方・大三島地域においては、全国的な生産量を誇る製塩業のブランド化等を展開する。

ウ まちなかにおけるにぎわい・交流の創出

a 取組の内容

今治地域のまちなかに集積している都市機能を再認識し、空洞化の進む市街地機能の再生を図るため、誰もが住みやすい居住環境や便益機能の整備を図り、まちなか居住を促進する取組を進める。

また、みなと交流センター「はーばりー」や海のコンコース等を活用した今治港周辺のにぎわい創出や、中心商店街の空き店舗の解消に向けた施策等の実施など、市街地空間を効果的に活用し、まちなかで過ごす機会や場所、回遊性を高める取組を進める。

一方、企業の誘致を推進するため、立地奨励金の交付等、様々な誘致策を展開する。

波方・菊間地域においては、エネルギー産業の振興に努める。

菊間地域においては、ブランド化による瓦製造業の再生等を推進する。

吉海・宮窪地域においては、「大島石」ブランドを活かした石材業振興策等を展開する。

伯方・大三島地域においては、全国的な生産量を誇る製塩業のブランド化等を展開する。

ウ まちなかにおけるにぎわい・交流の創出

a 取組の内容

今治地域のまちなかに集積している都市機能を再認識し、空洞化の進む市街地機能の再生を図るため、誰もが住みやすい居住環境や便益機能の整備を図り、まちなか居住を促進する取組を進める。

また、みなと交流センター「はーばりー」や海のコンコース等を活用した今治港周辺のにぎわい創出や、中心商店街の空き店舗の解消に向けた施策等の実施など、市街地空間を効果的に活用し、まちなかで過ごす機会や場所、回遊性を高める取組を進める。

さらには、今治駅・今治港を観光拠点として位置づけ、今治城を核とした歴史・文化資源との連携を図り、新たな視点でまちなかの再生を図る。

b 機能分担

今治地域においては、行政、産業界、市民等が連携し、まちなかの魅力を高める取組等を展開する。

朝倉・玉川地域においては、まちなかの都市機能を利用するための道路網や乗合タクシーの利便性向上策等を展開する。

波方・大西・菊間地域においては、まちなかの都市機能を利用するための道路網やバス路線、及びJRを活用した利便性向上策等を展開する。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島・関前地域においては、まちなかの都市機能を利用するための道路網や高速バス路線、及び航路を活用した利便性向上策等を展開する。

エ 多彩な地勢を活かした農産物のブランド化

a 取組の内容

島しょ部や山間部を含む多彩な地勢を活かし、各地域に適した品種を選定し、有機栽培等により付加価値を高めながら安全な農作物のブランド化を図るため、農業生産流通

さらには、今治駅・今治港を観光拠点として位置づけ、今治城を核とした歴史・文化資源との連携を図り、新たな視点でまちなかの再生を図る。

b 機能分担

今治地域においては、行政、産業界、市民等が連携し、まちなかの魅力を高める取組等を展開する。

朝倉・玉川地域においては、まちなかの都市機能を利用するための道路網やバス路線の利便性向上策等を展開する。

波方・大西・菊間地域においては、まちなかの都市機能を利用するための道路網やバス路線、及びJRを活用した利便性向上策等を展開する。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島・関前地域においては、まちなかの都市機能を利用するための道路網や高速バス路線、及び航路を活用した利便性向上策等を展開する。

エ 多彩な地勢を活かした農産物のブランド化

a 取組の内容

島しょ部や山間部を含む多彩な地勢を活かし、各地域に適した品種を選定し、有機栽培等により付加価値を高めながら安全な農作物のブランド化を図るため、農業生産流通

基盤整備等を推進する。

また、鳥獣被害（イノシシ等）対策として、捕獲や防護柵設置に対する支援等による被害防止に取り組むとともに、耕作放棄地の解消に向け、学校や都市住民による利活用等を含めた対策を検討する。

一方、課題とされる担い手確保対策として、新規就農者や認定農業者等の経営改善への支援や技術研修のほか、大都市圏等からの新規就農者の受け入れ等も積極的に推進する。

b 機能分担

今治地域においては、都市近郊型の産地としての特性を活かしながら、地域農業の振興と観光・交流の拠点づくりを進めている。地元産の農産物の魅力を広く発信するため、直売所の充実やふるさと納税の活用を図るとともに、都市部や観光客向けの販路拡大にも取り組む。また、宿泊施設や飲食店との連携を強化し、地元食材を活用したメニュー開発や食体験の提供を通じて、地域の食文化の魅力を発信する

一方、鳥獣被害防止対策については、圏域の被害状況や捕獲状況等を

基盤整備等を推進する。

また、鳥獣被害（イノシシ等）対策として、捕獲や防護柵設置に対する支援等による被害防止に取り組むとともに、耕作放棄地の解消に向け、学校や都市住民による利活用等を含めた対策を検討する。

一方、課題とされる担い手確保対策として、新規就労者や中核的経営者の経営改善への支援や技術研修のほか、大都市圏等からの新規就労者の受け入れ等も積極的に推進する。

b 機能分担

今治地域においては、都市近郊型の産地として良質な農産物を生産する役割のほか、農産物の集荷・販売拠点として、また、観光客等の宿泊・飲食の拠点としての役割を果たすため、地元で生産される農産物の情報発信及び宿泊施設や飲食店における良質な食の提供等を推進する。また、農業まつり等の地域連携イベントの開催等により、地域農産物の魅力の発信やイメージ向上に取り組むなど、食と農のまちづくりによる安全な食のブランドの構築に努める。さらに、農業講座や研修等を通じ、将来にわたって農を支える人材育成を推進する。

一方、鳥獣被害防止対策については、圏域の被害状況や捕獲状況等を

情報収集し、各関連機関と連携してより効果的な対策の検討を行い、周辺地域への情報発信や助言等を通じて、圏域内での被害防止を推進する。

朝倉地域においては、良質な米の供給に加え、イチゴやブロッコリー等の野菜類や梨のブランド化を推進し、朝倉白坂ふるさと交流館での販売促進や今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

玉川地域においては、良質な米の供給に加え、マコモダケの特産化や湖畔の里での販売促進や今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

波方地域においては、柑橘類の生産拡大や落葉果樹（もも）のブランド化を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

大西地域においては、集落営農の拡充を図り、良質な米の供給に加え、柑橘類のブランド化を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

菊間地域においては、養豚や柑橘類の生産拡充及びブランド化を推進し、観光農園の活用等による今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

吉海・宮窪・伯方地域においては、

情報収集し、各関連機関と連携してより効果的な対策の検討を行い、周辺地域への情報発信や助言等を通じて、市内全域での被害防止を推進する。

朝倉地域においては、良質な米の供給に加え、イチゴやブロッコリー等の野菜類や梨のブランド化を推進し、朝倉白坂ふるさと交流館での販売促進や今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

玉川地域においては、良質な米の供給に加え、マコモダケの特産化や直販所「湖畔の里」等での販売促進や今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

波方地域においては、柑橘類の生産拡大や落葉果樹（もも）のブランド化を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

大西地域においては、集落営農の拡充を図り、良質な米の供給に加え、「はれひめ」「せとか」等の柑橘類のブランド化を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

菊間地域においては、養豚や柑橘類の生産拡充及びブランド化を推進し、観光農園の活用等による今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

吉海地域においては、グリーンアスパラ等の特産品のブ

柑橘類の生産拡充やブランド化を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

上浦地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化に加え、「ふれあい屋台市」等を活用した販売拡充を推進する。

大三島地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化を推進するとともに、道の駅等での販売促進に加え、滞在型農園施設「ラントウレーベン大三島」を活用した交流促進事業を推進する。

関前地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化を推進する。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、魅力的な「しまなみグリーンツーリズム」を展開するとともに、今治地域の都市機能との連携を強化し、新しい農の取組を推進する。

- オ 急潮流が育む水産物のブランド化
- a 取組の内容

日本三大急潮流の来島海峡を中心に広がる好漁場において、様々な

ブランド化や柑橘類の生産拡充を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

宮窪地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

伯方地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化を推進する。

上浦地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化に加え、「ふれあい屋台市」等を活用した販売拡充を推進する。

大三島地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化を推進するとともに、道の駅等での販売促進に加え、滞在型農園施設「ラントウレーベン大三島」を活用した交流促進事業を推進する。

関前地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化を推進する。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、魅力的な「しまなみグリーンツーリズム」を展開するとともに、今治地域の都市機能との連携を強化し、新しい農の取組を推進する。

- オ 急潮流が育む水産物のブランド化
- a 取組の内容

日本三大急潮流の来島海峡を中心に広がる好漁場において、様々な

漁法で漁獲される天然魚介類や養殖魚\_\_、多彩な水産物のブランド化等、持続的な漁業生産の確保に向け、水産資源保護や水産物供給基盤整備等を推進する。また、良質な漁場環境を維持するための海岸清掃、藻場づくり、漁民の森づくり等の取組を\_\_\_\_\_、関係者の連携強化とともに市民参加を呼びかけ、海洋環境の保全に努める\_\_\_\_\_。

一方、課題とされる担い手確保対策として、中核的漁業者や女性起業家グループ等への経営強化・改善の支援を行うとともに、作り育てる漁業への参入、最新技術の研究・導入、担い手の本質的な価値を高めるなど、新規就労者の受け入れ等も積極的に推進する。

#### b 機能分担

今治地域においては、地域水産物の産地としての役割のほか、水産物の集荷・販売拠点、また、観光客への宿泊・飲食拠点としての役割を果たすため、新鮮な水産物の流通や宿泊・飲食施設における良質な食の提供等を推進する。また、漁協まつりやせとうちみなどマルシェ等の地域連携イベント開催等による内外の消費者に対する地域水産物のPRを展開する。

波方・菊間地域においては、多彩な天然魚介類の産地としての役割

漁法で漁獲される天然魚介類や養殖魚等、多彩な水産物のブランド化を展開するため

\_\_、水産資源保護や水産物供給基盤整備等を推進する。また、良質な漁場環境を維持するための海岸清掃、藻場づくり、漁民の森づくり等の取組に対しては、関係者の連携強化とともに市民参加を呼びかけ、「海のまち」の環境保全に努める。

一方、課題とされる担い手確保対策として、中核的漁業者や女性起業家グループ等への経営強化・改善の支援を行うとともに、大都市圏等からの

\_\_新規就労者の受け入れ等も積極的に推進する。

#### b 機能分担

今治地域においては、地域水産物の産地としての役割のほか、水産物の集荷・販売拠点、また、観光客への宿泊・飲食拠点としての役割を果たすため、新鮮な水産物の流通や宿泊・飲食施設における良質な食の提供等を推進する。また、漁協まつり\_\_\_\_\_等の地域連携イベント開催等による内外の消費者に対する地域水産物のPRを展開する。

波方・菊間地域においては、多彩な天然魚介類の産地としての役割

のほか、ひじき・ちりめん等のブランド化を展開する。

吉海地域においては、島じゃこ天・ひじき等のブランド化や道の駅や民宿における観光客への良質な食の提供、地曳網体験の提供等を展開する。また、今治地域と連携した消費拡大策を展開する。

宮窪地域においては、多彩な天然魚介類や養殖魚の島しょ部の陸揚げ拠点としての役割とともに、観光客に対する潮流体験等を核とする都市との交流事業に加え、漁場の激流にちなんでブランド化された「10(テン)ノット真鯛」を使った新たな商品開発を積極的に推進する。また、今治地域と連携した消費拡大策を展開する。

伯方・上浦・大三島地域においては、魚介類の養殖を中心とした産地の役割を担うとともに、大三島地域の水産加工場を活用して水産加工品のブランド化を展開する。また、今治地域と連携した消費拡大策を展開する。

関前地域においては、サワラやマダイ等を中心とした多彩な天然魚介類の産地として、本州方面に向けた地域水産物のブランド化を展開する。

カ 脱炭素化 と連携した林業

のほか、ひじき・ちりめん等のブランド化を展開する。

吉海地域においては、島じゃこ天・ひじき等のブランド化や道の駅や民宿における観光客への良質な食の提供、地曳網体験の提供等を展開する。また、今治地域と連携した消費拡大策を展開する。

宮窪地域においては、多彩な天然魚介類や養殖魚の島しょ部の陸揚げ拠点としての役割とともに、観光客に対する潮流体験や漁師市による良質な魚介類の提供等を展開する

\_\_\_\_\_。また、今治地域と連携した消費拡大策を展開する。

伯方・上浦・大三島地域においては、魚介類の養殖を中心とした産地の役割を担うとともに、大三島地域の水産加工場を活用して水産加工品のブランド化を展開する。また、今治地域と連携した消費拡大策を展開する。

関前地域においては、怒サバ等\_\_\_\_\_多彩な天然魚介類の産地として、本州方面に向けた地域水産物のブランド化を展開する。

カ 低炭素社会づくり と連携した林業

## 振興

### a 取組の内容

材木の生産に加え、水源涵養機能や災害防止機能の強化を目的とした間伐を促進し、脱炭素化と連携して林業振興を図る。また、市民参加の植樹事業等を積極的に推進し、圏域住民の環境保全意識の啓蒙に努める。

### b 機能分担

今治地域においては、地元産材の住宅への利用推進を展開するとともに、間伐材の利活用及びそれらを展開する団体の育成等を推進するほか、企業の森づくりの推進等、都市住民の環境保全意識の啓蒙活動を展開する。

朝倉・玉川・菊間地域においては、地元材の効率的な搬出のための林道整備等の林業基盤整備を図るほか、森林組合等と連携し、市有林・民有林の適正管理による水源涵養機能や災害防止機能の強化及び材木や間伐材の利活用推進策を展開する。

## キ 多彩な地域資源を活かした観光産業の振興

### a 取組の内容

多彩な自然景観・歴史文化・産業、また、ウォーキング・サイクリング・グリーンツーリズム等の体験がで

## 振興

### a 取組の内容

材木の生産とともに、水源涵養機能や災害防止のための間伐を促進し、低炭素社会づくりと連携して林業振興を図る。また、市民参加の植樹事業等を積極的に推進し、圏域住民の環境保全意識の啓蒙に努める。

### b 機能分担

今治地域においては、地元産材の住宅への利用推進を展開するとともに、間伐材の利活用及びそれらを展開する団体の育成等を推進するほか、企業の森づくりの推進等、都市住民の環境保全意識の啓蒙活動を展開する。

朝倉・玉川・菊間地域においては、地元材の効率的な搬出のための林道整備等の林業基盤整備を図るほか、森林組合等と連携し、市有林・民有林の適正管理による水源涵養機能や災害防止機能の強化及び材木や間伐材の利活用推進策を展開する。

## キ 多彩な地域資源を活かした観光産業の振興

### a 取組の内容

多彩な自然景観・歴史文化・産業、また、ウォーキング・サイクリング・グリーンツーリズム等の体験がで

きる地域資源を観光資源としてブラッシュアップし、関連団体や事業者との連携や、近隣・関連する他地域との連携を強化し、地域DMOである（一社）しまなみジャパンを中心に、地域が一体となってターゲットに応じた効果的なプロモーションを実施する。

また、日本遺産に認定された村上海賊のストーリーや四国遍路により培われた「おもてなしの文化」を人的・文化的地域資源として充実させるため、観光客対応等の観光教育を実施し、観光人材やガイドの育成に努めるほか、訪日外国人旅行者にも対応した環境の改善、高付加価値な宿泊施設の誘致、交通アクセスや観光案内標識等観光インフラの充実も併せて推進し、圏域内の受け入れ環境を改善することで観光客数と観光消費額の増加を実現し、もって圏域の観光産業の振興を図る。

b 機能分担

今治地域においては、交通のターミナル機能や宿泊・飲食施設等の集積を活かし、イベントや合宿の誘致を推進する。また、サイクリングの拠点機能の充実や観光人材育成教育等の展開により、各地域の地域資源を戦略的に連携させる役割を担う。

また、城下町としての伝統・文化、

きる地域資源を観光資源としてブラッシュアップし、関連団体や事業者との連携や、近隣・関連する他地域との連携を強化し、地域DMOである（一社）しまなみジャパンを中心に、地域が一体となってターゲットに応じた効果的なプロモーションを実施する。

また、日本遺産に認定された村上海賊のストーリーや四国遍路により培われた「おもてなしの文化」を人的・文化的地域資源として充実させるため、観光客対応等の観光教育を実施し、観光人材やガイドの育成に努めるほか、サイクリング

環境の改善、

交通アクセスや観光案内標識等観光インフラの充実も併せて推進し、圏域内の受け入れ環境を改善することで観光客を増やし、観光消費額を増加させ、もって圏域の観光産業の振興を図る。

b 機能分担

今治地域においては、交通のターミナル機能や宿泊施設・飲食等の集積を活かし、イベントや合宿の誘致を推進する。また、サイクリングの拠点機能の充実や観光人材育成教育等の展開により、各地域の地域資源を戦略的に連携させる役割を担う。

一方、城下町としての伝統・文化、

「ものづくり」のまちとしての造船・タオル・食品産業等の産業観光等も併せて推進する。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間・関前地域においては、国立公園や県立自然公園等の自然環境とともに、朝倉地域のタオル美術館、玉川地域の鈍川温泉、波方・大西地域の造船工場、菊間地域のかわら館・瓦工場、関前地域の安芸灘とびしま海道等、各地域の地域資源を活かした産業観光・体験型観光を推進する。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、瀬戸内しまなみ海道や瀬戸内海国立公園の自然景観、大山祇神社や村上海賊等の伝統・歴史文化、\_\_\_\_\_を活かし、\_\_\_\_\_サイクリングやウォーキング、\_\_\_\_\_潮流体験、体験型観光農園などによるエコツーリズム・グリーンツーリズム等を推進する。

## ク 脱炭素化を通じた地域のブランド化

### a 取組の内容

行政、産業界、市民等が連携して脱炭素化を推進することを通じて、圏域のブランド価値を向上させるとともに、愛媛県と連携した観光振興策等の強化と合わせて、交流人口の拡大による島しょ部等の経済活性化を図る。

「ものづくり」のまちとしての造船・タオル・食品産業等の産業観光等も併せて推進する。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間・関前地域においては、国立公園や県立自然公園等の自然環境とともに、朝倉地域のタオル美術館、玉川地域の鈍川温泉、波方・大西地域の造船工場、菊間地域のかわら館・瓦工場、関前地域の安芸灘とびしま海道等、各地域の地域資源を活かした産業観光・体験型観光を推進する。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、瀬戸内しまなみ海道や瀬戸内海国立公園の自然景観、大山祇神社や村上海賊等の伝統・\_\_\_\_\_文化、瀬戸内しまなみ海道を活かした\_\_\_\_\_サイクリングやウォーキング及び潮流体験や体験型観光農園等の\_\_\_\_\_エコツーリズム・グリーンツーリズム等を推進する。



防災情報伝達システムの構築を進める。また、

職員への防災知識の普及及び訓練研修の継続により、機能する危機管理体制の構築を推進する。さらに、各地域での防災意識啓発や訓練、出前講座などを通じて住民の防災意識を高めるとともに、防災活動の担い手が不足しつつある地域には広く防災士を養成し、自主防災組織の中心となる人材の育成により、地域防災力の向上を図る。

消防体制においては、機動性に優れた常備消防の確立及び団本部と12方面隊で構成される非常備消防組織の充実強化を図る。また、各地域の見守り体制を構築し、火災予防意識の高揚を図る。

b 機能分担

今治地域においては、市役所本庁を中心とした災害対策本部体制強化のため、支所及び消防も含めた実動訓練、図上型訓練及び職員研修等を実施するとともに、消防本部を拠点とした常備・非常備消防体制の連携強化を図ることで、圏域の危機管理体制の中核を担う。

朝倉・玉川地域においては、林野火災防止対策及び消火体制の向上

防災情報伝達システムの構築を進める。また、機動性に優れた常備消防の確立及び12方面隊で構成される非常備消防組織の充実強化を図る。

同時に、職員への防災知識の普及及び訓練研修の継続により、機能する危機管理体制の構築を推進する。また、各地において防災意識の啓発及び訓練などを実施する

とともに、自主防災組織の育成及び防災士の養成

により、地域防災力の向上を図る。

b 機能分担

今治地域においては、市役所本庁を中心とした災害対策本部体制強化のため、支所及び消防も含めた実動訓練、図上型訓練及び職員研修等を実施するとともに、消防本部を拠点とした常備・非常備消防体制の連携強化を図ることで、圏域の危機管理体制の中核を担う。

朝倉・玉川地域においては、山林火災防止対策及び消火体制の向上

に向け、機能強化を展開する。

波方・菊間地域においては、石油コンビナート等特別防災区域の災害発生及び拡大防止等を図るため、防災体制の向上に向け、機能強化を展開する。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、有人離島における消防・救急体制の基幹となる消防救急艇を配備し、離島における災害対応の向上に向け、機能強化を展開する。また、しまなみ振興局を拠点とし、災害情報伝達の遅れや外部からの支援、物資供給が困難となる地理的孤立の解消に努める。

## F 生活インフラの整備

### ア 圏域の水道事業の集約とネットワーク

#### a 取組の内容

圏域住民に安全な水を提供し、また、効率的な水道事業運営を図るため、小規模水源・施設の廃止、及び整理統合を進め、今治地域にある2つの主要浄水場を連携して運用する地域を拡大するとともに、今治水道事業と越智諸島水道事業間の連絡管路等を活用し、水融通・連携を行う。

これらの取組により、陸地部の水道事業の経営統合を進め、将来的には島しょ部の越智諸島水道事業と

に向け、機能強化を展開する。

波方・菊間地域においては、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等を図るため、防災体制の向上に向け、機能強化を展開する。

#### 伯方

地域においては、有人離島における消防・救急体制の基幹となる消防救急艇を配備し、離島における災害対応の向上に向け、機能強化を展開する。

## F 生活インフラの整備

### ア 圏域の水道事業の集約とネットワーク

#### a 取組の内容

圏域住民に安全な水を提供し、また、効率的な水道事業運営をするため、陸地部の今治・朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域の6水道事業を統合し、島しょ部の越智諸島水道事業との2事業にする。関前地区の簡易水道事業は、水道事業と同じ公営企業会計に編入する

の経営統合を目指す。なお、関前地域の簡易水道事業については、独立した会計区分により経理処理を行い、適正な事業運営を図る。

b 機能分担

今治地域においては、施設の老朽化、水質の向上、管理施設の集約に対応するため、新設された高橋浄水場が \_\_\_\_\_、圏域の基幹施設としての役割を担う。

朝倉地域においては、地域内水源を活用した水運用を行う

\_\_\_\_\_。

玉川地域においては、水需要の動向や、自己水源の状況を踏まえ \_\_\_\_\_、他地域からの送水も併用する。

波方地域においては、今治地域からの送水を展開する。

大西地域においては、国道ルート \_\_\_\_\_ に加え、越智西部広域農道ルートを活用し、今治地域からの送水を展開する。

菊間地域においては、越智西部広域農道ルートを活用し、今治地域からの送水を展開する。

\_\_\_\_\_ 越智諸島水道事業の吉海・宮窪・伯方地域の一部又は全部区域に対し、来島海峡大橋添架の送水管を通じて、今治地域からの送水を展開する。

関前岡村・小大下地域へは、とびしま海道添架の送水管を使用し、調

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

b 機能分担

今治地域においては、施設の老朽化、水質の向上、管理施設の集約に対応するため、小泉浄水場を高橋地区へ移転・新設し、圏域の基幹施設の \_\_\_\_\_ 役割を担う。

朝倉地域においては、水需要の動向を考慮しながら、他地域との連携を検討する。

玉川地域においては、水需要の動向 \_\_\_\_\_、自己水源の状態を考慮しながら、他地域からの送水も検討する。

波方地域においては、今治地域からの送水を展開する。

大西地域においては、国道ルートからの送水に加え、越智西部広域農道ルートを使用し、今治地域からの送水を展開する。

菊間地域においては、越智西部広域農道ルートを使用し、今治地域からの送水を展開する。

\_\_\_\_\_ 吉海地域と越智諸島水道事業の一部区域（宮窪・伯方地域）

\_\_\_\_\_ に対し、来島海峡大橋添架の送水管により \_\_\_\_\_、今治地域から \_\_\_\_\_ 送水を展開する。

関前岡村・小大下地域へは、とびしま海道添架の送水管を使用し、調



大三島地域で行われている圏域のごみ処理事業（以下「処理事業」という。）の効率化を推進するため、今治地域において、

ごみ処理施設の今治市クリーンセンター（以下「施設」という。）

が平成30年度に供用開始となり、宮窪地域、伯方地域、大三島地域に受入中継施設が整備された。

施設において、集約化された処理事業を円滑に推進するとともに、地域を守る防災拠点としての役割を担い、市民に親しまれる施設運営に努める。また、一般廃棄物の収集運搬に過大な費用を要する地域においては、一般廃棄物運搬許可業者の運搬経費支援等を実施し、住民負担の軽減に努める。

#### b 機能分担

今治地域においては、施設での円滑な処理を推進するとともに防災拠点としての機能維持を図る。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域においては、施設への円滑な運搬体制の充実を図る。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、受入中継施設へ搬入できない一般廃棄物の施設への運搬経費支援等の維持に努める。

## 2 結びつきやネットワークの強化

### A 地域公共交通

大三島地域で行われている圏域のごみ処理事業（以下「処理事業」という。）の効率化を推進するため、今治地域に新たに建設した

ごみ処理施設（以下「新施設」という。）

が平成30年度に供用開始となり、宮窪地域、伯方地域、大三島地域に受入中継施設が整備された。

新施設において、集約化された処理事業を円滑に推進するとともに、地域を守る防災拠点としての役割を担い、市民に親しまれる施設運営に努める。また、一般廃棄物の収集運搬に過大な費用を要する地域においては、一般廃棄物運搬許可業者の運搬経費支援等を実施し、住民負担の軽減に努める。

#### b 機能分担

今治地域においては、新施設での円滑な処理を推進するとともに防災拠点としての機能維持を図る。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域においては、新施設への円滑な運搬体制の充実を図る。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、受入中継施設へ搬入できない一般廃棄物の新施設への運搬経費支援等の維持に努める。

## 2 結びつきやネットワークの強化

### A 地域公共交通

ア 生活交通バス路線対策

a 取組の内容

\_\_\_\_\_波方・大西\_\_\_\_\_地  
域と今治地域を結ぶ生活交通バス  
路線及び吉海・宮窪・伯方・上浦・  
大三島地域の島内生活交通バス路  
線を維持・確保する。

また、瀬戸内しまなみ海道を介し  
て島しょ部と今治地域を結んでい  
る高速バス路線については、圏域内  
の住民交流の促進及び本州地域と  
の広域交流の促進に向けた、利便性  
の高い基幹交通として充実を図る。

さらに、「今治市地域公共交通\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_計画」に基づき、地域に適合し  
た将来にわたって持続可能な地域  
公共交通ネットワークの再構築を  
推進する。

b 機能分担

今治地域においては、今治駅を中  
心に、今治港、大型商業施設をネッ  
トワーク化する路線バスを運行し、  
通院・買物・観光等の交通手段の確  
保に向けた有効かつ効率的なバス  
運行を推進する。

---

---

---

---

---

---

---

---

ア 生活交通バス路線対策

a 取組の内容

朝倉・玉川・波方・大西・菊間地  
域と今治地域を結ぶ生活交通バス  
路線及び吉海・宮窪・伯方・上浦・  
大三島地域の島内生活交通バス路  
線を維持・確保する。

また、瀬戸内しまなみ海道を介し  
て島しょ部と今治地域を結んでい  
る高速バス路線については、圏域内  
の住民交流の促進及び本州地域と  
の広域交流の促進に向けた、利便性  
の高い基幹交通として充実を図る。

さらに、「今治市地域公共交通網  
形成計画」に基づき、地域に適合し  
た将来にわたって持続可能な地域  
公共交通ネットワークの再構築を  
推進する。

b 機能分担

今治地域においては、今治駅を中  
心に、今治港、大型商業施設をネッ  
トワーク化する路線バスを運行し、  
通院・買物・観光等の交通手段の確  
保に向けた有効かつ効率的なバス  
運行を推進する。

朝倉・玉川・菊間地域においては、  
各地域と今治地域、大型商業施設等  
を結ぶ路線バスを運行し、観光バス  
としての機能も持たせるなど、地域  
住民の交通手段を確保するための  
有効かつ効率的なバス運行を推進  
する。

波方・大西地域においては、通勤・通学に重点を置き、各地域と今治地域を結ぶ路線バスを運行し、地域住民の交通手段の確保に向けた有効かつ効率的なバス運行を推進する。

島しょ部の吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、島内循環路線バスを運行し、地域住民の身近な交通手段の確保及び島しょ部の各地域と今治地域を結ぶ高速バス路線や航路とのアクセス手段確保に向けた有効かつ効率的なバス運行を推進する。また、高速バス路線については、圏域内外の広域交流促進に向けた、利便性の高い基幹交通として充実を図る。

## イ 生活航路対策

### a 取組の内容

来島・小島・馬島（今治地域）、津島（吉海地域）、鶯島（宮窪地域）、岡村島・小大下島・大下島（関前地域）の離島住民にとって唯一の公共交通手段となる離島航路（公営・民営）については、ライフラインとして維持・確保する。

また、宮窪・伯方・大三島・関前地域と今治地域を結ぶ地方航路（第3セクター）については、バス路線とともに通勤・通学・通院・買物等にかかる生活航路として、有効かつ効率的な運航を推進する。

波方・大西地域においては、通勤・通学に重点を置き、各地域と今治地域を結ぶ路線バスを運行し、地域住民の交通手段の確保に向けた有効かつ効率的なバス運行を推進する。

島しょ部の吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、島内循環路線バスを運行し、地域住民の身近な交通手段の確保及び島しょ部の各地域と今治地域を結ぶ高速バス路線や航路とのアクセス手段確保に向けた有効かつ効率的なバス運行を推進する。また、高速バス路線については、圏域内外の広域交流促進に向けた、利便性の高い基幹交通として充実を図る。

## イ 生活航路対策

### a 取組の内容

来島・小島・馬島（今治地域）、津島（吉海地域）、鶯島（宮窪地域）、岡村島・小大下島・大下島（関前地域）の離島住民にとって唯一の公共交通手段となる離島航路（公営・民営）については、ライフラインとして維持・確保する。

また、宮窪・伯方・大三島・関前地域と今治地域を結ぶ地方航路（第3セクター）については、バス路線とともに通勤・通学・通院・買物等にかかる生活航路として、有効かつ効率的な運航を推進する。

さらに、「今治市地域公共交通\_\_\_\_計画」に基づき、地域に適合した将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を推進する。

b 機能分担

今治地域においては、まちなかに位置する今治港の特徴を活かし、海上交通利用者が都市機能を有効かつ効率的に利用できるよう、海上交通及び陸上交通(バス・タクシー等)との結節点となる今治港の機能充実を図る。

また、来島・小島・馬島住民のライフラインであり、観光航路としての機能も有する波止浜航路を維持・確保する。

吉海地域においては、津島住民のライフラインである津島航路を維持・確保する。

宮窪地域においては、鶺島住民のライフラインである鶺島航路を維持・確保する。

伯方地域においては、地域住民の通勤・通学・通院・買物等における生活航路である今治航路を維持・確保する。

大三島地域については、地域住民の通勤・通学・通院・買物等における生活航路であり、また、観光航路としての機能も有する今治航路を維持・確保する。

さらに、「今治市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域に適合した将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を推進する。

b 機能分担

今治地域においては、まちなかに位置する今治港の特徴を活かし、海上交通利用者が都市機能を有効かつ効率的に利用できるよう、海上交通及び陸上交通(バス・タクシー等)との連携拠点となる今治港の機能充実を図る。

また、来島・小島・馬島住民のライフラインであり、観光航路としての機能も有する波止浜航路を維持・確保する。

吉海地域においては、津島住民のライフラインである津島航路を維持・確保する。

宮窪地域においては、鶺島住民のライフラインである鶺島航路を維持・確保する。

伯方地域においては、地域住民の通勤・通学・通院・買物等における生活航路である今治航路を維持・確保する。

大三島地域については、地域住民の通勤・通学・通院・買物等における生活航路であり、また、観光航路としての機能も有する今治航路を維持・確保する。

関前地域においては、地域住民のライフラインである今治航路を維持・確保する。また、圏域と本州とを結ぶ、安芸灘とびしま海道及び瀬戸内しまなみ海道を活かした広域交流を支える観光航路としての機能充実を図る。

B デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備

ア 地域間格差のないICT環境の整備

a 取組の内容

ブロードバンド等の高速通信が利用できない山間部や島しょ部の一部地域（以下「ブロードバンド・ゼロ地域」という。）においては、情報通信格差（デジタル・ディバイド）の解消に向け、ブロードバンド網の整備を通信事業者に働きかける。

b 機能分担

今治地域においては、市営ネットワークの一部芯線の通信事業者への開放等によるインフラ整備の推進とともに、情報通信事業者、放送事業者、その他企業等と連携し、情

関前地域においては、地域住民のライフラインである今治航路を維持・確保する。また、圏域と本州とを結ぶ、安芸灘とびしま海道及び瀬戸内しまなみ海道を活かした広域交流を支える観光航路としての機能充実を図る。

B デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備

ア 地域間格差のないICT環境の整備

a 取組の内容

ブロードバンド等の高速通信が利用できない山間部や島しょ部の一部地域（以下「ブロードバンド・ゼロ地域」という。）においては、情報通信格差（デジタル・ディバイド）の解消に向け、ブロードバンド網の整備を通信事業者に働きかける。

一方、新聞、テレビ、コミュニティFM、CATV等の事業者と連携しながら地上デジタル放送のデータ放送へ市政情報の提供を行い、情報取得手段の多様化を推進する。

b 機能分担

今治地域においては、市営ネットワークの一部芯線の通信事業者への開放等によるインフラ整備の推進とともに、情報通信事業者、放送事業者、その他企業等と\_\_\_\_\_情

報通信格差や難視聴の解消策、超高速情報通信網の整備等を検討、推進する役割を担う。\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

周辺地域においては、ブロードバンド・ゼロ地域への情報通信網の拡張及び超高速ブロードバンド網の拡充を通信事業者へ働きかけるほか、災害時の情報確保や新たな生活様式にも対応できるよう、必要に応じ衛星通信やモバイル通信を活用したブロードバンド利用の啓発を行う。

### C 道路等交通インフラの整備

#### ア 圏域内外の交流を促進する道路インフラの整備

##### a 取組の内容

都市機能の集積する今治地域と周辺地域を結ぶ道路網は、住民生活に欠かせない交通基盤であるため、瀬戸内しまなみ海道や国道196号、国道317号等の幹線道路及びそれと生活拠点を結ぶ県道・市道の整備を推進し、生活拠点間の連携を強化し、利便性の向上を図る。また、これらの道路網を維持するため、道路を構成する施設の長寿命化あるいは、附属物の安全性の向上を図るとともに、緊急輸送ネットワークを構

報通信格差や難視聴の解消策、超高速情報通信網の整備等を検討、推進する役割を担う。また、市政情報のデータ放送化へ向けた検討及び実現後のデータ放送の情報発信拠点としての役割を担う。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

周辺地域においては、ブロードバンド・ゼロ地域への情報通信網の拡張及び超高速ブロードバンド網の拡充を通信事業者へ働きかけるほか、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 必要に応じ衛星\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ブロードバンド利用の啓発を行う。

### C 道路等交通インフラの整備

#### ア 圏域内外の交流を促進する道路インフラの整備

##### a 取組の内容

都市機能の集積する今治地域と周辺地域を結ぶ道路網は、住民生活に欠かせない交通基盤であるため、瀬戸内しまなみ海道や国道196号、国道317号等の幹線道路及びそれと生活拠点を結ぶ県道・市道の整備を推進し、生活拠点間の連携を強化し、利便性の向上を図る。また、これらの道路網を維持するため、道路を構成する施設の長寿命化あるいは、附属物の安全性の向上を図るとともに、緊急輸送ネットワークを構

築する路線については、災害時の緊急輸送に重要な役割を果たすための耐震化を図るなど、非常時においても機能を確保できるように努める。

一方、圏域の経済基盤の充実を図るため、今治地域を結節点として中国・四国地方の高速道路網を連絡する瀬戸内しまなみ海道や今治小松自動車道及び周辺市と連絡する国道196号と国道317号を海事産業・タオル産業・農林水産業等、地場産業の物流を担う産業道路として、また、美しい景観や歴史・文化資源等多彩な地域資源を活かす観光道路として位置づけ、整備を促進する。さらに、自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間の整備を推進し、交流人口の拡大や住民の安全・安心な移動環境の充実を図る。

b 機能分担

今治地域においては、集約された都市機能を活かすため、道路ネットワーク機能の充実や道路利用者の利便性の向上、バリアフリー化、交通安全対策等の充実とともに、災害時の広域緊急輸送システムの中心地としての役割を担う。あわせて、道路網を維持するための橋梁、トンネル、舗装等の補修や照明灯等附属施設の適切な維持管理を行う。

また、中国・四国地方の高速道路

築する路線については、災害時の緊急輸送に重要な役割を果たすための耐震化を図るなど、非常時においても機能を確保できるように努める。

一方、圏域の経済基盤の充実を図るため、今治地域を結節点として中国・四国地方の高速道路網を連絡する瀬戸内しまなみ海道や今治小松自動車道及び周辺市と連絡する国道196号と国道317号を海事産業・タオル産業・農林水産業等、地場産業の物流を担う産業道路として、また、美しい景観や歴史・文化資源等多彩な地域資源を活かす観光道路として位置づけ、整備を促進する。

b 機能分担

今治地域においては、集約された都市機能を活かすため、道路ネットワーク機能の充実や道路利用者の利便性の向上、バリアフリー化、交通安全対策等の充実とともに、災害時の広域緊急輸送システムの中心地としての役割を担う。あわせて、道路網を維持するための橋梁 \_\_\_\_\_ 等の補修や照明灯等附属施設の適切な維持管理を行う。

また、中国・四国地方の高速道路

網の結節点でもある今治地域は、地場産業の物流拠点や企業誘致、観光の受け皿等の産業拠点機能強化のため、国道・県道・市道の整備・充実を展開する。あわせて、しまなみ海道を中心としたサイクリングルートの魅力を高めるため、自転車通行空間を整備し、交流・観光拠点としての役割を強化する。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域においては、今治地域への通勤・通学・買物等にかかる補助幹線や生活道路として、また、波方・大西地域の海事産業、菊間地域の石油化学工業・瓦製造業、各地域の農林水産業等地場産業にかかる産業道路として、生活拠点や生産拠点と幹線道路となる国道196号、国道317号や県道とのアクセス道の整備促進を展開する。あわせて、道路網を維持するための橋梁、トンネル、舗装等の補修や照明灯等附属施設の適切な維持管理を行う。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、吉海・宮窪地域の県道大島環状線・名駒友浦線、伯方地域の県道伯方環状線、上浦・大三島地域の県道大三島上浦線等の島内循環系路線とそのアクセス道の整備により、生活拠点や生産拠点と瀬戸内しまなみ海道へのアクセス機能の充実を図り、今治地域との生

網の結節点でもある今治地域は、地場産業の物流拠点や企業誘致、観光の受け皿等の産業拠点機能強化のため、国道・県道・市道の整備・充実を展開する。\_\_\_\_\_

朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域においては、今治地域への通勤・通学・買物等にかかる補助幹線や生活道路として、また、波方・大西地域の海事産業、菊間地域の石油化学工業・瓦製造業、各地域の農林水産業等地場産業にかかる産業道路として、生活拠点や生産拠点と幹線道路となる国道196号、国道317号や県道とのアクセス道の整備促進を展開する。あわせて、道路網を維持するための橋梁、トンネル\_\_\_\_\_等の補修や照明灯等附属施設の適切な維持管理を行う。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、吉海・宮窪地域の県道大島環状線・名駒友浦線、伯方地域の県道伯方環状線、上浦・大三島地域の県道大三島上浦線等の島内循環系路線とそのアクセス道の整備により、生活拠点や生産拠点と瀬戸内しまなみ海道へのアクセス機能の充実を図り、今治地域との生

活・物流機能向上を展開する。あわせて、道路網を維持するための橋梁、トンネル、舗装等の補修や照明灯等附属施設の適切な維持管理を行う。

関前地域においては、拠点港と生活拠点や生産拠点のアクセス道の確保を図る。

イ 「つながる みなと・まち・いまばり」の交流を支える海上交通の充実

a 取組の内容

重要港湾今治港（旅客交通拠点、国際物流ターミナル、臨海工業団地機能等）を核とした海上交通ネットワークを活かし、都市機能が集積した今治地域への島しょ部からのアクセス確保や臨海部防災拠点機能の強化による生活・物流拠点港としての機能充実とともに、まちなかに位置する特徴を活かし、交通機能に加え、交流機能の強化に取り組み、「つながる みなと・まち・いまばり」にふさわしいにぎわいの港として活性化を図る。

また、各地域の港湾・漁港において、島しょ部住民の生活交通として、また、水産物陸揚げや臨海産業の連携強化による産業港として充実を図る。

b 機能分担

今治地域においては、今治港を圏

活・物流機能向上を展開する。あわせて、道路網を維持するための橋梁、トンネル\_\_\_\_\_等の補修や照明灯等附属施設の適切な維持管理を行う。

関前地域においては、拠点港と生活拠点や生産拠点のアクセス道の確保を図る。

イ 「海のまち\_\_\_\_\_」の交流を支える海上交通の充実

a 取組の内容

重要港湾今治港（旅客交通拠点、国際物流ターミナル、臨海工業団地機能等）を核とした海上交通ネットワークを活かし、都市機能が集積した今治地域への島しょ部からのアクセス確保や臨海部防災拠点機能の強化による生活・物流拠点港としての機能充実とともに、まちなかに位置する特徴を活かし、交通機能に加え、交流機能の強化に取り組み、「海のまち\_\_\_\_\_」にふさわしいにぎわいの港として活性化を図る。

また、各地域の港湾・漁港において、島しょ部住民の生活交通として、また、水産物陸揚げや臨海産業の連携強化による産業港として充実を図る。

b 機能分担

今治地域においては、今治港を圏

域の拠点港として、また、臨海部防災拠点として耐震強化岸壁、小型船だまり、津波・高潮対策、老朽化対策等の整備を推進する。あわせて、施設の適切な維持管理を行う。さらに、にぎわい拠点や観光交流拠点としての整備も推進する。

その他の港においては、水産物流通拠点、離島航路、観光航路の接岸等の機能維持、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。あわせて、施設の適切な維持管理を行う。

波方・菊間地域においては、新鮮な水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。

吉海・宮窪地域においては、旅客船等の接岸、水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策及び防災拠点港としての整備とともに、潮流体験等観光資源を活かす整備を推進する。

伯方地域においては、旅客船等の接岸、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。

上浦・大三島地域においては、旅客船等の接岸、水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策等とともに、大山祇神社等の観光資源を活かす整備を推進する。

関前地域においては、旅客船等の

域の拠点港として、また、臨海部防災拠点として耐震強化岸壁、小型船だまり、津波・高潮対策、老朽化対策等の整備を推進する。あわせて、施設の適切な維持管理を行う。さらに、にぎわい拠点や観光交流拠点としての整備も推進する。

その他の港においては、水産物流通拠点、離島航路、観光航路の接岸等の機能維持、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。あわせて、施設の適切な維持管理を行う。

波方・菊間地域においては、新鮮な水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。

吉海・宮窪地域においては、旅客船等の接岸、水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策及び防災拠点港としての整備とともに、潮流体験等観光資源を活かす整備を推進する。

伯方地域においては、旅客船等の接岸、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。

上浦・大三島地域においては、旅客船等の接岸、水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策等とともに、大山祇神社等の観光資源を活かす整備を推進する。

関前地域においては、旅客船等の

接岸、水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。

D 地域の生産者・消費者等の連携による地産地消

ア 安全・安心な暮らしを実現する地産地消の推進

a 取組の内容

住民への安全な食の提供を目的に「今治市食と農のまちづくり条例」による地産地消・食育・有機農業等に取り組み、食と農林水産業を基軸としたまちづくりを推進する。また、圏域の魅力ある食を積極的に情報発信するとともに、消費者が安全な農水産物を購入できる環境の充実を図るため、地産地消型地域農業振興拠点施設の大規模直売所「さいさいきて屋」をモデルに生産者の顔が見える生産・流通・販売体制の拡充を図る。

さらには、圏域の農林水産物や環境保全等への住民の理解を増進するとともに学校・家庭・地域等が連携した生涯食育を推進する。

また、地元産材の活用を促進するため、林材業振興会議を通じた地産地消の家づくりセミナーの開催等による啓発活動や地域産材の利活用に対する支援を行う。

b 機能分担

接岸、水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。

D 地域の生産者・消費者等の連携による地産地消

ア 安全・安心な暮らしを実現する地産地消の推進

a 取組の内容

住民への安全な食の提供を目的に「今治市食と農のまちづくり条例」による地産地消・食育・有機農業等に取り組み、食と農林水産業を基軸としたまちづくりを推進する。また、圏域の魅力ある食を積極的に情報発信するとともに、消費者が安全な農水産物を購入できる環境の充実を図るため、地産地消型地域農業振興拠点施設の大規模直売所「さいさいきて屋」をモデルに生産者の顔が見える生産・流通・販売体制の拡充を図る。

さらには、圏域の農林水産物や環境保全等への住民の理解を増進するとともに学校・家庭・地域等が連携した生涯食育を推進する。

また、地元産材の活用を促進するため、林材業振興会議を通じた地産地消の家づくりセミナーの開催等による啓発活動や地域産材の利活用に対する支援を行う。

b 機能分担

今治地域においては、圏域の農水産物の流通・販売・加工・消費の拠点としての役割を担う地産地消型地域農業振興拠点施設の大規模直売所「さいさいきて屋」等が魅力的な都市機能の一つとして地産地消による多様な取組を展開する。

また、食育推進の施策として、地産地消による安全・安心な学校給食の内容の充実や学校・家庭・地域等と連携した生涯食育を各地域に展開する。

周辺地域においては、有機農業や環境保全型農業の生産拡大や新鮮な水産物の流通など地産地消を支える安全な食の産地としての展開を図るほか、地域資源を有効活用する施策を推進する。

朝倉・玉川地域においては、材木生産地として地域産材への理解・啓発を図るとともに、環境保全につながる間伐材を有効活用する施策を展開する。

- E 地域内外の住民との交流・移住促進
- ア 地域コミュニティの再生に向けた人材・組織の育成及び連携強化
- a 取組の内容

今治地域（16地区）及び周辺地域（旧町村単位）で構成されているコミュニティ組織の過疎・高齢化等による機能低下を防止し、各地域・組

今治地域においては、圏域の農水産物の流通・販売・加工・消費の拠点としての役割を担う地産地消型地域農業振興拠点施設の大規模直売所「さいさいきて屋」等が魅力的な都市機能の一つとして地産地消による多様な取組を展開する。

また、食育推進の施策として、地産地消による安全・安心な学校給食の内容の充実や学校・家庭・地域等と連携した生涯食育を各地域に展開する。

周辺地域においては、有機農業や環境保全型農業の生産拡大や新鮮な水産物の流通など地産地消を支える安全な食の産地としての展開を図るほか、地域資源を有効活用する施策を推進する。

朝倉・玉川地域においては、材木生産地として地域産材への理解・啓発を図るとともに、環境保全につながる間伐材を有効活用する施策を展開する。

- E 地域内外の住民との交流・移住促進
- ア 地域コミュニティの再生に向けた人材・組織の育成及び連携強化
- a 取組の内容

今治地域の16地区及び周辺地域（旧町村単位）で構成されているコミュニティ組織の過疎・高齢化等による機能低下を防止し、各地域・組

織間の連携強化と一体感の醸成を図りながら、住民自治意識の向上に取り組む。

住民自治意識の向上にあたっては、コミュニティ組織単位の住民相互の交流と連携を深める活動、地域の生活環境を守る活動、住民相互で助け合う活動、資源リサイクル活動、及び多世代交流促進のための活動等の支援のほか、組織や活動の規模・機能の拡充等による地域力向上を推進する。

また、周辺地域では、地域活性化推進協議会等を中心として、周辺地域の活性化を推進する。

一方、新たな市民活動の担い手となるNPO法人やボランティア団体等の育成を図るため、組織設立や活動に対する支援を行い、コミュニティの枠を超えて市民活動の中核的存在として活動できる基盤の強化を図る。

#### b 機能分担

今治地域においては、コミュニティ組織の拠点機能を担い、各地域のコミュニティ組織を活性化させるためのツール等  
の検討を行うとともに、各地域の地域力向上につながる新たな人材を育成する役割を担う。

また、市民活動の拠点施設である「市民活動センター(ボランティア

織間の連携強化と一体感の醸成を図りながら、住民自治意識の向上に取り組む。

住民自治意識の向上にあたっては、コミュニティ組織単位の住民相互の交流と連携を深める活動、地域の生活環境を守る活動、住民相互で助け合う活動、資源リサイクル活動、及び世代交流促進のための活動等の支援のほか、組織や活動の規模・機能の拡充等による地域力向上を推進する。

また、地域活性化推進協議会を中心として、周辺地域の活性化を推進する。

一方、新たな市民活動の担い手となるNPO法人やボランティア団体等の育成を図るため、組織設立や活動に対する支援を行い、コミュニティの枠を超えて市民活動の中核的存在として活動できる活動基盤の強化を図る。

#### b 機能分担

今治地域においては、コミュニティ組織の拠点機能を担い、各地区のコミュニティ組織の情報共有のためのHPの開設やその運営方法等の検討を行うとともに、各地域のまちづくりを担う新たな人材の育成の役割を担う。

また、市民活動の拠点施設「市民活動センター(ボランティア



に対するアドバイスをを行う。また、体験ツアーの受け入れや広報媒体の役割も担う。このほか、「地域おこし協力隊」をはじめとした外部人材の活用も推進する。

また、空き家情報等を収集した「空き家バンク」のさらなる充実化と、それに伴って機動的に実施する入居支援策の展開によって、定住の受け皿となる住宅の確保に努める。

#### b 機能分担

今治地域においては、愛媛県と連携して移住希望者の新規開拓や情報提供を行うとともに、転職希望者やフリーランスの移住を促進するために、空き家バンクやコワーキングスペース等を運営する民間事業者、地域体験提供者などと連携したワーケーションの実施提案などを通じて、周辺地域へのコンシェルジュ機能を担う。

朝倉・玉川地域においては、「里山暮らし」を希望する移住者を対象とした受け入れ体制の充実を推進する。

吉海・宮窪・伯方地域においては、グリーンツーリズムを活用して「島暮らし」や「漁村暮らし」をPRするとともに、宮窪地域の漁業や石材業、伯方地域の海事関連産業等の担い手の積極的な受け入れを展開する。

に対するアドバイスをを行う。また、体験ツアーの受け入れや広報媒体の役割も担う。このほか、「地域おこし協力隊」をはじめとした外部人材の活用も推進する。

また、空き家情報等を収集した「空き家バンク」のさらなる充実化と、それに伴って機動的に実施する入居支援策の展開によって、定住の受け皿となる住宅の確保に努める。

#### b 機能分担

今治地域においては、愛媛県と連携して移住希望者の新規開拓や情報提供を行うとともに、転職希望者やフリーランスの移住を促進するために、空き家バンクやコワーキングスペース等を運営する民間事業者、地域体験提供者などと連携したワーケーションの実施提案などを通じて、周辺地域へのコンシェルジュ機能を担う。

朝倉・玉川地域においては、「里山暮らし」を希望する移住者を対象とした受け入れ体制の充実を推進する。

吉海・宮窪・伯方地域においては、グリーンツーリズムを活用して「島暮らし」や「漁村暮らし」をPRするとともに、宮窪地域の漁業や石材業、伯方地域の海事関連産業等の担い手の積極的な受け入れを展開する。

上浦・大三島地域においては、大三島地域の「ラントゥレーベン大三島」「クルツラントゥレーベン大三島」を中心とした移住者受け入れ体制の整備を図るとともに、先輩移住者や地域コミュニティと連携した移住の促進に関する取組を展開する。また、ところミュージアム大三島や岩田健母と子のミュージアム、伊東豊雄建築ミュージアムを活用した若手芸術家・建築家等の受け入れも推進し、総合的な「移住メインエリア」の役割を担う。

関前地域においては、「離島暮らし」を希望する移住者を対象とした受け入れを展開する。

### 3 圏域マネジメント能力の強化

#### A 中心市等における人材の育成

##### ア 圏域の自立を担う人材の育成

###### a 取組の内容

住民一人一人が、地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができるまちづくりを推進し、住民がずっと住み続けたい、暮らしたいと思える魅力的な定住圏形成に向け、行政・産業・地域づくりなど、様々な分野の人材育成に取り組む。

###### b 機能分担

今治地域においては、質の高い市民サービスの提供へとつなげていくため、今治市人財開発支援方針に

上浦・大三島地域においては、大三島地域の「ラントゥレーベン大三島」「クルツラントゥレーベン大三島」を中心とした移住者受け入れ体制の整備を図るとともに、先輩移住者や地域コミュニティと連携した移住の促進に関する取組を展開する。また、ところミュージアム大三島や岩田健母と子のミュージアム、伊東豊雄建築ミュージアムを活用した若手芸術家・建築家等の受け入れも推進し、総合的な「移住メインエリア」の役割を担う。

関前地域においては、「離島暮らし」を希望する移住者を対象とした受け入れを展開する。

### 3 圏域マネジメント能力の強化

#### A 中心市等における人材の育成

##### ア 圏域の自立を担う人材の育成

###### a 取組の内容

住民一人一人が、地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができるまちづくりを推進し、住民がずっと住み続けたい、暮らしたいと思える魅力的な定住圏形成に向け、行政・産業・地域づくりなど、様々な分野の人材育成に取り組む。

###### b 機能分担

今治地域においては、質の高い市民サービスの提供へとつなげていくため、今治市人財開発支援方針に

基づき職員の人財開発に努め、市職員等の能力向上を促進する。

また、市民の主体的な活動の支援や、市民や企業等との協働による施策展開を推進するとともに、幼少期からの地域産業の歴史や魅力の普及啓発及び、大学や今治地域造船技術センター等での人材育成を支援し、地域の担い手の育成と地域への定着を推進する。

周辺地域においては、各地域の多彩な自然・歴史・文化等を活かし、民間団体等の創意工夫による持続的で自立的な地域づくりへの取組を支援し、地域団体の連携強化や、地域の特性を次世代に伝承できる人材の育成を展開する。

**B 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保**

**ア 外部人材の活用による活性化の推進**

**a 取組の内容**

大都市圏等からの人口の流入を創出できる魅力的な定住圏の形成に向け、各種施策の質の向上を図るため、医療・産業・観光・防災・文化・スポーツ・地域づくり等の分野において、専門的知識や経験を有する外部人材の活用を推進する。

**b 機能分担**

今治地域においては、医療・産業・

基づき職員の人財開発に努め、市職員等の能力向上を促進する。

また、市民の主体的な活動の支援や、市民や企業等との協働による施策展開を推進するとともに、幼少期からの地域産業の歴史や魅力の普及啓発及び、大学や今治地域造船技術センター等での人材育成を支援し、地域の担い手の育成と地域への定着を推進する。

周辺地域においては、各地域の多彩な自然・歴史・文化等を活かし、民間団体等の創意工夫による持続的で自立的な地域づくりへの取組を支援し、地域団体の連携強化や、地域の特性を次世代に伝承できる人材の育成を展開する。

**B 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保**

**ア 外部人材の活用による活性化の推進**

**a 取組の内容**

大都市圏等からの人口の流入を創出できる魅力的な定住圏の形成に向け、各種施策の質の向上を図るため、医療・産業・観光・防災・文化・スポーツ・地域づくり等の分野において、専門的知識や経験を有する外部人材の活用を推進する。

**b 機能分担**

今治地域においては、医療・産業・

観光・防災・文化・スポーツ・地域づくり等、様々な分野の拠点機能の強化を図るため、マネジメントやコンサルティング能力に優れた外部人材の活用を推進する。

周辺地域においては、地域活動を牽引できる人材・組織の育成や過疎・高齢化等の地域課題の解決に向け、「地域おこし協力隊」等の外部人材を継続的に活用し、新たな地域社会の担い手確保策として、これらの人材の定住につながる施策を検討、展開する。

観光・防災・文化・スポーツ・地域づくり等、様々な分野の拠点機能の強化を図るため、マネジメントやコンサルティング能力に優れた外部人材の活用を推進する。

周辺地域においては、地域活動を牽引できる人材・組織の育成や過疎・高齢化等の地域課題の解決に向け、「地域おこし協力隊」等の外部人材を継続的に活用し、新たな地域社会の担い手確保策として、これらの人材の定住につながる施策を検討、展開する。

市営土地改良事業の施行について（紺原地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 土地改良事業の種類 | 県単独補助土地改良事業 |
| 2 工事施行地区    | 紺原地区        |
| 3 施行年度      | 令和8年度       |
| 4 工種        | かんがい排水      |
| 5 概算事業費     | 6,000,000円  |
| 6 施行方法      | 請負施行        |

「参 考」

県単独補助土地改良事業（紺原地区）

工事概要

鋼製ゲート （W=1.5 H=1.4）

「参 照」

## 土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。



市営土地改良事業の施行について（古戸地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 土地改良事業の種類 | 県単独補助土地改良事業 |
| 2 工事施行地区    | 古戸地区        |
| 3 施行年度      | 令和8年度       |
| 4 工種        | かんがい排水      |
| 5 概算事業費     | 5,000,000円  |
| 6 施行方法      | 請負施行        |

「参考」

県单独補助土地改良事業（古戸地区）

工事概要

水路工 L=85m

「参 照」

## 土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。



今治市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条の規定により、別冊のとおり今治市過疎地域持続的発展計画を定めることについて議会の議決を求める。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永 繁 樹

「参 照」

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抜すい）

（過疎地域持続的発展市町村計画）

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

船舶交通特別会計への繰入れについて（令和8年度）

船舶交通特別会計は、令和8年度今治市一般会計から108,102千円以内を繰り入れる。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

港湾事業特別会計への繰入れについて（令和8年度）

港湾事業特別会計は、令和8年度今治市一般会計から158,449千円以内を繰り入れる。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

今治市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について

今治市新型インフルエンザ等対策行動計画を変更したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第8項の規定により、別冊のとおり報告する。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

「参 照」

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜すい）

（市町村行動計画）

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

8 第3項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。